

【令和6年6月1日採用】

鳥取県病院局 会計年度任用職員採用試験
(事務補助職：身体障がい者、精神障がい者対象) 募集案内

◆鳥取県病院局総務課◆

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話(0857)26-7886 <https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>

この試験は、障害者の雇用の促進に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

| | |
|--------|--|
| 受付期間 | 令和6年4月26日(金)～令和6年5月15日(水)(必着) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合も、令和6年5月15日(水)17:15必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 (土・日曜日、祝日は受け付けておりません。) |
| 試験日時等 | 試験(書類選考) ◎受付時に提出された採用試験申込書及び作文により選考します。 試験(面接) 令和6年5月20日(月) 受付開始 午前9時30分 面接開始時間 午前10時 ◎受験者ごとの面接開始予定時間は、受付後、電話でお知らせします。 (電子メール又はファクシミリでお知らせする場合があります。) |
| 面接試験会場 | 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室 (鳥取市東町1丁目220番地) |
| 合格発表日 | 令和6年5月22日(水)(合格通知を発送予定) |

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

| 職種 | 採用 予定者数 | 職務内容 | 勤務場所 |
|-----------|------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 事務 補助職 | 1名程度 | 正職員の行う事務の補助や比較的定型的な事務(パソコン入力、資料整理等) | 鳥取県病院局 (鳥取県庁議会棟3階) |

※採用予定者数は、今後変更になる場合があります。

3 受験対象者

以下のいずれかに該当する人。

※下記の手帳等は受験申込日、受験日当日及び採用予定日において有効であることが必要です。

(注)手帳には有効期限があるものもあります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (1)身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人、又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。)を有する人で、その障がいの程度が1級から6級と同程度とされた人。
- (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。

4 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) パソコン（各種オフィスソフト：ワード、エクセル等、及び電子メール）が使用できること。
- (3) 地方公務員法第16条等に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又採用予定日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

5 試験内容

| 試験種目 | 配点 | 内 容 |
|------|------|------------------|
| 書類選考 | 100点 | 採用試験申込書及び作文による選考 |
| 面接 | 200点 | 個別面接による口述試験 |

6 任用期間

| | |
|------|---|
| 任用期間 | 令和6年6月1日～令和7年3月31日 ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。（最長で令和11年3月末まで）。 |
|------|---|

7 勤務条件（予定）

| | |
|-----|---|
| 給 与 | <p>○報酬 日額8,130円又は時間額 1,060円 ※日額支給か時間額支給かは、勤務形態によります。 ※今後、制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様)</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例) 基準日に在職し、基準日以前6月以内の期間における在職期間が6月の者の割合 12月期 1.08月分、6月期 1.08月分 勤勉手当：在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※勤務成績に応じて支給</p> <p>○通勤割増報酬（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の条件を満たす場合に支給します。</p> <p>交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から50,100円までの範囲内で支給します。</p> |
| 福 利 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。 |

| | |
|-----------|--|
| 休 暇 | 次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。 |
| 勤務日及び勤務時間 | 原則として(1)又は(2)です。 (1)月17日（勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで） (2)週30時間 ※勤務日及び勤務時間については、相談に応じます。 |
| 任 用 の 期 | 令和6年6月1日～令和7年3月31日 ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。（最長で令和11年3月末まで）。 |

※採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8 受験申込手続

| | |
|-------|--|
| 提出書類等 | ① 採用試験申込書 1部（全3枚。両面印刷可。） ※申込書には写真を貼ってください。 ② 作文 1部 ※作文の課題は、「私が仕事をすると大切にしたいことについて」です。 ※作文は、添付の作文用紙を用いて800字程度を目安に記述してください。 ※作文は、点字による作成も可能です。点字の場合は、70行程度を目安に記述してください。（点字の場合、添付の作文用紙以外の使用可） |
| 申込み先 | 鳥取県病院局総務課 〒680-8570 鳥取市東町1-220番地（鳥取県庁議会棟3階） 電話（0857）26-7886 |

※面接時に配慮の必要な事項（車イス等で来場される場合や手話通訳者が必要な場合等）がありましたら、会場準備の都合がありますので、受験申込時にお知らせください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡させていただく場合があります。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- 4 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- 5 「試験結果通知宛先」欄は、試験結果通知受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

9 合格者の決定方法

書類選考、面接それぞれの得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、書類選考、面接の得点が、それぞれの一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

10 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書等で通知します。

11 採用方法等

(1) 採用方法

採用に当たっては、電話により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないことがあります。(電話による連絡ができない場合は、受験申込時に他の連絡方法をお知らせください。)

(2) 採用時期

令和6年6月1日

(3) 障がいの種類及び程度を確認する書類について

合格者の発表後、採用までに身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等、障がいの種類及び程度を確認できる書類の写しを提出していただきます。

就業が可能な状態であるか確認するため医師による就労に係る意見書を提出していただく場合があります。

受験対象者でないこと又は受験資格を欠くことが判明した場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合は、採用されない場合があります。

12 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

| 開示請求ができる者 | 開示の内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----------|-----------------------|------------|-----------------------|
| 受験者本人 | 試験種目ごとの得点、 合計得点、順位 | 合格発表日から1か月 | 病院局総務課 (鳥取県庁議会棟3階) |

希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、試験日当日に84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を持参してください。**

試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による通知はできません。受験者本人が受験票、運転免許証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接病院局総務課へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

13 面接に関する注意事項

(1) 面接当日は、試験開始時刻までに鳥取県庁議会棟3階第15会議室に集合してください。

(2) 受験の際は、この受験案内の「3 受験対象者」であることが確認できる書類(身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等)を持参してください。

(3) 試験会場は禁煙です。

14 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

15 面接会場案内図



議会棟3階



控室です。
順番がきたらお呼び
しますので、こちらで
おまちください。